

平 2 8 年 9 月 佐 川 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 9 月 9 日

招 集 の 場 所 佐 川 町 議 会 議 場

開 会 平 成 2 8 年 9 月 9 日 午 前 9 時 宣 告

開 議 平 成 2 8 年 9 月 9 日 午 前 9 時 宣 告 (第 1 日)

応 招 議 員	1 番	下 川	芳 樹	2 番	坂 本	玲 子	3 番	邑 田	昌 平
	4 番	森	正 彦	5 番	片 岡	勝 一	6 番	松 浦	隆 起
	7 番	岡 村	統 正	8 番	中 村	卓 司	9 番		
	1 0 番	永 田	耕 朗	1 1 番	西 村	清 勇	1 2 番	今 橋	寿 子
	1 3 番	徳 弘	初 男	1 4 番	藤 原	健 祐			

不 応 招 議 員 な し

出 席 議 員	1 番	下 川	芳 樹	2 番	坂 本	玲 子	3 番	邑 田	昌 平
	4 番	森	正 彦	5 番	片 岡	勝 一	6 番	松 浦	隆 起
	7 番	岡 村	統 正	8 番	中 村	卓 司	9 番		
	1 0 番	永 田	耕 朗	1 1 番	西 村	清 勇	1 2 番	今 橋	寿 子
	1 3 番	徳 弘	初 男	1 4 番	藤 原	健 祐			

欠 席 議 員 な し

地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

町 長	堀 見 和 道	チ ャーム 佐 川 推 進 課 長	片 岡 雄 司
副 町 長	村 田 豊 昭	教 育 次 長	吉 野 広 昭
教 育 長	川 井 正 一	産 業 建 設 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	公 文 博 章
会 計 管 理 者	真 辺 美 紀	健 康 福 祉 課 長	岡 崎 省 治
総 務 課 長	横 山 覚	町 民 課 長	麻 田 正 志
税 務 課 長	田 村 秀 明	国 土 調 査 課 長	廣 田 郁 雄
収 納 管 理 課 長	西 森 恵 子	病 院 事 務 局 長	渡 辺 公 平

本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長 河 添 博 明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子

平成28年9月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成28年 9月 9日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情について
- 日程第6 報告第5号 平成27年度財政健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第6号 平成27年度資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第7号 債権の放棄について
- 日程第9 報告第8号 債権の放棄について
- 日程第10 報告第9号 債権の放棄について
- 日程第11 報告第10号 債権の放棄について
- 日程第12 報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）
- 日程第13 同意案第3号 佐川町教育委員会教育長の任命について
- 日程第14 同意案第4号 佐川町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 同意案第5号 佐川町教育委員会委員の任命について

- 日程第 16 同意案第 6 号 佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 17 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 18 認定第 1 号 平成 27 年度佐川町一般会計の決算の認定について
- 日程第 19 認定第 2 号 平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について
- 日程第 20 認定第 3 号 平成 27 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 21 認定第 4 号 平成 27 年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について
- 日程第 22 認定第 5 号 平成 27 年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 23 認定第 6 号 平成 27 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
- 日程第 24 認定第 7 号 平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
- 日程第 25 認定第 8 号 平成 27 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 26 認定第 9 号 平成 27 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 27 議案第 6 2 号 平成 28 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 28 議案第 6 3 号 平成 28 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 6 4 号 平成 28 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 30 議案第 6 5 号 平成 28 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 31 議案第 6 6 号 平成 28 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 6 7 号 平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 33 議案第 6 8 号 佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 34 議案第 6 9 号 佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 35 議案第 70 号 平成 27 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について
- 日程第 36 議案第 71 号 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまから、平成 28 年 9 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は、13 名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、1 番、下川芳樹君、2 番、坂本玲子君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（松浦隆起君）

おはようございます。9 月定例会の会期及び運営につきまして、9 月 5 日に議会運営委員会を開催し、審議をした結果を報告をいたします。

本日、9 月 9 日を開会日とし、報告、同意案、承認、議案の上程、説明までとし、終了後、各常任委員会を開きます。10 日土曜日、11 日日曜日は休会とします。12 日月曜日は一般質問を行います。13 日火曜日は、一般質問と常任委員会審査報告を行います。14 日水曜日は休会とし、決算勉強会とします。15 日木曜日も休会とし、決算勉強会及び議員全員協議会を開きます。16 日金曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い閉会とします。

本定例会の会期は、9 月 9 日から 16 日までの 8 日間に決定しましたので、報告します。なお、運営については、議長に一任いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 9 月 16 日までの 8 日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 16 日までの 8 日間に決定をいたしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、4月14日未明に発生した熊本地震により被災された町村に対し、佐川町議会として災害義援金10万円を送金をいたしました。議員一同、被災された方々の日常生活の早急な回復・復興を心より願っております。

それでは、6月定例会後の重立ったものについて報告します。6月22日、平成28年度佐川町よさこいクラブ連合会総会への御案内を受け、出席し、祝辞を申し上げてまいりました。

同日、青少年育成佐川町民会議総会が文化センターで開催され、出席してまいりました。

6月23日、一般社団法人さかわ観光協会第3回定時総会への御案内を受け、出席してまいりました。

7月21日、平成28年度高知県市町村議会議員研修会が、県民文化ホールグリーンホールで開催され、皆さんとともに出席しました。講師は島根県中山間地域センター研究統括監藤山浩氏で「高知県の地方創生のかたち」と題した大変有意義な講演を聞いてまいりました。

8月2日から4日までの3日間、姉妹都市の北海道北見市を、町長、副議長とで表敬訪問してまいりました。今回の訪問は辻新市長、高橋新議長が就任されてから初めての訪問となりました。訪問後、ただちに視察研修となり、北見市立中央図書館、木材加工業を展開している協同組合オホーツクウッドピア、またリサイクル事業所、常呂町農業協同組合等の視察をさせていただきました。有意義な研修となったとともに長きにわたる交流の歴史を感じる訪問となりました。

北見市におかれましては、皆さんご存知のとおり、8月の台風により農作物をはじめ、甚大な被害を受けております。被災されました市民の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに一刻も早い復興をお祈りいたします。

8月10日、高幡町村議会議員研修会が大月町で開催され、皆さんとともに参加しました。講師は、高知大学地域連携推進センター副センター長の石塚悟史氏で「地方創生と地域活性化策」と題した講演を聞いてまいりました。

9月2日、高吾北広域町村事務組合議会第3回定例会が招集され、出席しました。提出されました議案は平成27年度高吾北広域町村事務組合一般会計等歳入歳出決算の認定と、条例改正等議案5件であ

り、いずれも原案のとおり決定いたしました。

また組合議長辞職に伴います組合議会議長選挙が行われ、佐川町選出の永田耕朗氏が議長に就任されました。あわせて監査委員に佐川町選出の松浦隆起君が就任されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方の御出席をいただき平成28年9月佐川町議会定例会が開催できますことを、厚く御礼申し上げます。また、日ごろは町政運営につきまして御指導、御協力をいただきまして改めて御礼を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして行政報告をさせていただきます。

この8月、北海道では17日に台風7号、21日に台風11号、23日には台風9号が上陸しました。

本町との姉妹都市であります北見市においても、降水量が平均を大きく上回り、特に台風7号、11号による被害は非常に大きく、床上浸水を初め道路の崩落、常呂川では堤防から水があふれ、タマネギ、ジャガイモなどの畑が冠水し、甚大な被害に見舞われております。

ただちに、北見市長と連絡を取り合い、被害状況をお伺いするとともに、災害協定に基づく応援の準備があることもお伝えいたしました。

このたびの台風により被害を受けられた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧を祈念いたしております。

先日の日曜日9月4日に、本年度の佐川町防災訓練を実施いたしました。今回は、尾川地区での防災訓練とあわせて、初めての試みであります役場における災害対策本部の運営訓練並びに災害応急対策業務訓練を実施いたしました。

当日は、尾川小中学校を初め、尾川地区の自主防災組織の皆さん、また消防団の皆さん、高知新聞の佐川支局長、並びに佐川警察署、高吾北消防署の職員の方々など、大勢の皆様にご参加、御協力いただき、大変有意義な訓練を実施することができました。心から感謝を申し上げます。

今回の訓練は、平日の9時に南海トラフ大地震が発生した、とい

う想定のもと、被害状況の内容や各班の災害応急対策業務の内容、情報の収集・伝達方法など、訓練内容を可能な限り事前に通知しないブラインド型防災訓練として初めて実施いたしました。私自身も、できるだけ本番同様の緊張感で臨むように心がけ、地震発災後の行動についても細かく決めて訓練に臨みました。

9時15分には、町民の皆様に向けて地震発生の報告並びに直接お伝えしたい内容について、防災無線にて発信させていただきました。災害対策本部の訓練につきましては、発電機を稼働させ、電源を確保し、少し薄暗い中で、本番に近い形での訓練ができたと思っております。

発災直後は、決められた業務を確実に遂行していくこととあわせて、被害情報の収集、整理をした上で迅速に対応方法を考え、的確に指示を出すことが求められます。

今回の訓練では、情報の発信の仕方、受け方、整理の仕方、また共有の方法など、災害対策本部に寄せられてくる被害情報の取り扱いに対する課題がたくさん見えてきました。そのほかにも避難・生活支援班や保険・福祉班など、班ごとの課題もたくさん見つかることができました。

防災訓練そのものは、準備もしっかりできており、中身の濃い訓練ができましたが、さまざまな局面において修正すべき課題もたくさん見つかりました。

これらの課題につきましては、早期に検討、改善を図り、地域防災計画・業務継続計画の改定、災害時初動マニュアルの見直しを行い、今後の防災対策につなげていきたいと考えております。

南海トラフ大地震は、いつ、どのような状況で発生するのかわかりません。深夜に発生するかもしれませんし、役場の休日に発生するかもしれません。役場の職員一人一人には、どのような状況で地震が発生しても「自分が取るべき行動が決まっている状態にしてほしい」「どんな行動をとるのか、時系列でノートに書き出しておいてほしい」と訓練の総括で話をいたしました。

「準備をしていることしか、実際に対応できないし、行動に移せない」と東日本大地震での教訓で言われている方もおります。今後も、職員には災害対応のための準備を万全にしておくよう、しっかりと言い続けていきたいと考えております。

続きまして、各課の所管事項について、これまでの行政報告と重

複する内容もございますが、報告をさせていただきます。

はじめに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

「チームさかわ まじめに、おもしろく。」のビジョンワードのもと、新たなまちづくりが始まっております。この取り組みにつきまして、別冊、みんなで作る総合計画のアクションに沿って報告させていただきます。

まず、まちまるごと植物園の中心的な取り組みとなります牧野公園の整備であります。引き続き町民の方々に楽しんでもらいながら、公園整備のボランティア作業に参加をいただいております。

毎週水曜日のボランティア作業にも少しずつ新たな仲間が加わっており、リニューアル計画が始まった2年前のボランティアへの参加人数は平均約6名でありましたが、昨年度は約9名、本年度は現時点で約14名に増えており、みんなで育てる公園づくりの輪がしっかりと広がっていることを実感しております。

9月3日には、桜座におきまして京都在住のハーブ研究家でありますベニシア・スタンリー・スミスさんをお招きし、「自然と調和した暮らし」と題して講演会を開催いたしました。

これは、ボランティアメンバーが中心となった、牧野公園はなもりC-L-O-V-E主催のイベントで、昨年4月に開催いたしましたポール・スミザーさんの講演会に続き、2回目のイベントとなりました。今回の講演会は、昨年をさらに上回る人気で、400席のチケットもあっという間に完売し、講演会も大盛況のうちに幕を閉じました。

来場いただいた多くの皆様と植物の魅力や自然のありがたさについて共有できましたことは、まちまるごと植物園を進めていく上で、新たな仲間づくりが進展するのではないかと感じております。これからもボランティア作業を継続していただきながら、公園散策会や山野草育成講習会などを開催し、さらに輪を広げていきたいと考えております。

次に、文化センター内に施設を設置し、活動を開始しました「さかわ発明ラボ」につきましては、まずは最新の機器を使ってどんなことができるのか、新しいかたちのものづくりとはどういうものかを知ってもらうため、現在、町民向けのワークショップを多数開催しております。

6月定例会で報告しました、集まりたくなるベンチづくりワーク

ショップもその1つで、さかわ散歩の達人の取り組みと連携したものとなっており、あす10日のワークショップでは、最初のベンチが完成することになっております。

そのほかにも、佐川高校の授業の一環で実施したワークショップや、夏休みの子どもを対象にアクセサリやバッグなどをつくったキッズテックワークショップ、みずからの手でスプーンをつくり地元のものを食べるといったワークショップなど、老若男女誰もが楽しめる内容のワークショップを開催しております。今後は、地元の資源を生かした新たな商品の開発にも力を入れていきたいと考えております。

次に、あったか移住プログラムにつきましては、移住者用の住宅としまして、昨年度、旧四国電力佐川社宅の5棟を整備しており、2棟は地域おこし協力隊の住居として活用し、残りの3棟については今月より移住者の公募を開始しております。

お試し滞在住宅、お試し滞在施設につきましても、8月より供用を開始しており、8月6日、7日の2日間、初めての試みとしまして移住体験ツアーを実施いたしました。

残念ながら、参加者は1名のみでしたが、観光ツアーとはひと味違ったプログラムとして、移住者や地域の方々との交流会も開催いたしました。今後も定期的開催し、まずは佐川町を体験していただき、佐川町のよさを知っていただく取り組みを続けていきたいと考えております。

次に、みんなの情報発信局につきましては、佐川町のブランディングと情報発信の取り組みとして、2つの新たなホームページが立ち上がっております。

1つは、「発明ラボ」のホームページであります。これは、発明ラボの活動を紹介するもので、佐川町の新しい取り組みについて情報発信をしております。もう1つは、「チームさかわ、まじめにおもしろい365日」であります。これは、佐川町の日常をお知らせするもので、ありのままの佐川町を感じてもらい、好きになってもらうための情報発信をしております。

また、全国販売しております別冊、みんなでつくる総合計画につきましても、ブランディング事業の一環として捉えており、8月末現在で1,600冊の販売実績があったことを報告させていただきます。

次に、集落活動センター事業について報告いたします。

加茂、黒岩地区の集落活動センターにつきましては、実施設計及び関係機関との調整が完了し、9月14日に建築工事の入札を実施することとしており、10月上旬には着工できる予定となっております。また、斗賀野地区におきましては、建設場所等の調整が必要なことから、繰り越しをしておりました実施設計が完了し、現在、10月下旬の着工に向けて準備を進めているところであります。

加茂、黒岩、斗賀野地区のいずれの集落活動センターにつきましても、年度内の開所を予定しており、現在、地域住民が主体となって地域の特色を生かした具体的な取り組み内容について協議を進めているところであります。

尾川地区の集落活動センターたいこ岩につきましては、以前から取り組んでおります石窯を活用したピザ焼き体験が、今月より、県の進める観光施策の一環である龍馬パスポート指定の体験プログラムに参加することとなり、尾川地区を含め、本町のPRにつながるものと考えております。

また、尾川地区には、国の集落支援員制度を活用し、集落支援員を雇用することとしており、移住促進や集落活動センター事業など、たいこ岩を拠点として活動していただく予定をしております。

なお、集落支援員の活動等にかかる経費は、国の特別交付税に算定されることとなっており、加茂、黒岩、斗賀野地区におきましても、集落活動センターの開所にあわせ、この制度の活用を予定しており、今後は、この支援員を中心として活動の活性化や集落活動センター同士の連携強化などを期待しております。

次に、地域おこし協力隊について報告いたします。

地域おこし協力隊につきましては、現在22名の隊員がそれぞれの分野で精力的に活動するとともに、地域の祭りやイベント、消防団活動など、地域活動にも積極的に参加しており、地域の一員として、隊員の役割や活動機会が充実してきているものと感じております。

地域おこし協力隊の募集につきましては、引き続き、茶農家の担い手候補生として隊員を募集しており、あす、大阪で開催されます移住商談会におきまして、隊員募集のPRをすることとしております。

また、来年度の採用としまして、本町の森林や農作物などの豊富な地域資源を生かした新しいサービスや商品、仕組みを生み出す発

明職の隊員を2名程度、募集しております。8月日が募集の締め切りでしたが、16名の応募をいただいております。

今後も、定住に向けた取り組みを含め、引き続き隊員のサポート体制の強化や本町の活性化に向けて地域外の人材を活用した幸せなまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光事業について報告いたします。

歴史的風致維持向上計画に賛同いただき、寄附を受けておりました竹村分家旧竹村呉服店の耐震改修工事につきましては、7月末で完成し、使用者の公募をしておりました。応募につきましては、雑貨等の販売事業を行う町内の方より、1件の申請があり、審査会を経て、この申請者に使用者が決定しております。現在、開店に向けて準備を進めており、秋ごろには店舗として開店予定となっております。今後は、上町地区での観光施設の1つとして、賑わい創出に資するものと期待しております。

懸案事項であります駐車場につきましても、四国銀行横の民有地を活用する予定として、所有者と協議を進めております。借り上げ後は観光客の方々に利用いただけるものと考えております。

また、来年3月に、第1幕が開幕します「志国高知 幕末維新博」に向けての取り組みとしまして、現在、観光資源を結ぶ周遊コースをつくる観光クラスター事業の準備を進めているところであります。この博覧会を契機としまして、佐川町の観光全体の継続的な磨き上げを行っていきたいと考えております。

次に、地域公共交通について報告いたします。

町の公共交通運行体制につきましては、公共交通を進めていく上で要となる事案であることから、町内の交通事業者の方々と慎重かつ丁寧に協議を重ねております。このため、当初の予定より時間を要しており、本年度以降のスケジュールに若干の変更が生じております。

まず、本年10月から1年間を予定しておりました実証運行につきましては、国土交通省から、実証運行の期間について、相当の理由もなく長期間実施するのは適当でない、との指針が示されたこともあり、来年2月から9月までの運行予定に変更するとともに、平成30年1月から実施を予定しておりました本格運行につきましても、住民利用の継続性及び周知の観点から、実証運行終了から期間をおかないほうがよいと判断し、3カ月早めて来年10月から実施するこ

とに変更しております。これらの変更点につきましては、8月18日に開催しました佐川町地域公共交通会議に付議し、了承をいただいております。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、職員採用について報告いたします。平成29年度の職員採用予定は、退職者を考慮いたしまして、一般行政職3名程度、佐川町の給食センターが新たに加茂小中学校の給食を供給することに伴い、調理員を1名程度採用することとしております。

ことしの採用試験につきましても、昨年度と同様に面接に重点をおいた人物重視の試験を実施することとしており、求める人物像として、前例踏襲主義で与えられた職務をこなすのではなく、問題意識や改善意識を常に持ち、あふれるアイデアを実現するため積極果敢にチャレンジする職員、自立した創造性のある自治体を実現するため、高い使命感を持ち、みずから問題を発見し、みずからの責任で解決に導くことのできる職員、職員一人一人が高めた能力を組織の活力として発揮できるよう、情報や意識を共有し、お互いを高め合いながらチームワークを深め組織的に行動する職員、の3点を掲げ、情熱のある職員を採用したいと考えております。

受験申込書の受け付けを7月19日から29日まで行い、一般行政職は88名、調理員は4名、合計92名の受験希望者があり、その内訳は町内13名、町外79名となっております。第1次試験を8月27日、28日の2日間で実施し、第2次試験を10月2日に実施することとしております。

次に、防災対策事業について報告いたします。

本年4月に発生しました熊本地震により被災した町村に対し、災害支援に関する自治体の相互援助、相互支援の観点から、先月、熊本県町村会へ見舞金10万円を送金しました。被災されました方々が1日でも早く普段の生活に戻ることができますよう、早期の復興を祈念いたしております。

次に、自主防災組織の設立状況につきましては、台住で新たに組織が立ち上がり、8月末現在の組織率は94.3%、組織数は91となっております。今後も引き続き、組織率100%を目標に、設立されていない自治会への働きかけを行ってまいります。

家庭における防災力の向上を図る取り組みにつきましては、毎月第2日曜日を、さかわ家族防災会議の日として8月に制定いたしま

した。毎月異なった防災に関するテーマを町広報や防災行政無線などでお知らせし、そのテーマに沿って毎月第2日曜日に御家庭で防災についての話し合いの場を設けていただき、防災意識の向上に努めていただくことを期待しております。

また、家庭の防災対策の状況、避難方法や課題などを考えていただき、家庭における防災力の向上を図る防災まちづくりサロンにつきましては、本年度の開催予定地区数を当初の計画から大幅に増やし、年度末までに30地区を目標に順次開催しております。平成30年度末までには町内全地区でサロンを開催していきたいと考えておりますので、お住まいの地域で開催の折には、議員の皆様を初め、多くの方々の参加をお願いいたします。

さらに、この2つの取り組みで使用していただく、わが家の災害に備えるチェックシート・わが家の避難行動計画を作成し、先月、町内全戸に配布しており、御家庭で防災について話し合うツールとして活用していただければと考えております。

緊急避難所となる公民館の耐震補強工事につきましては、現在、本年度施工する室原、市の瀬、下郷・高平、長竹、本村西の公民館の設計作業を進めており、今月中には完了する予定であります。

設計作業終了後は、来年1月末の完成に向けて工事を進めていきたいと考えております。工事期間中は、公民館を利用されている各自治会の皆様には、御不便をおかけいたしますが、御協力をよろしくお願いいたします。

今月は、国が指定した防災月間となっております。

毎年、この防災月間に合わせ、災害対応力の向上を図る目的で防災訓練を実施しており、本年度は9月4日に全職員を対象として佐川町業務継続計画に規定されている災害発生から6時間までの災害応急対策業務についての訓練を実施いたしました。

当日は、役場勤務日の午前9時に南海トラフを震源とする大規模地震が発生し、土砂崩れや水道管の漏水のほか、電気は停電、電話は不通、水道は断水という被害想定のもと、職員は、災害対策本部の班編成に基づき、災对本部の設置、被害状況の情報伝達、拠点避難所及び福祉避難所の開設・運営など、それぞれの班で行うべき初動対応業務について訓練を行いました。

訓練では、通信機器の特性が十分に把握できていなかったことにより、報告や連絡が遅れ、また被害状況の報告に対する情報の収集・

整理、対応状況の把握、対応後の結果確認・報告といった行動フローが徹底できていなかったことにより、災害対策本部の運営に支障を生じるなど課題が明らかになりました。

訓練を通じて明らかになった課題につきましては、各班で早期に対応策を検討し、一つ一つ確実に解決するとともに、大規模災害発生時に行政機能の混乱を最小限に抑え、重要業務を中断なく執行できるようにするため、今後もより実践的な訓練の積み重ねを通じて、役場の災害対応能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、尾川小中学校をメイン会場としまして、教職員、児童、生徒による避難訓練や児童引き渡し訓練、避難所開設訓練を行うとともに、尾川地区自主防災組織も参加し、防災行政無線を使用した避難所から災害対策本部への通信訓練や炊き出し訓練なども行っていただきました。

ぐずついた天候にもかかわらず、多くの方々に御参加いただき、有意義な訓練ができましたことをこの場をお借りして感謝申し上げます。

次に、昨年度から実施しております従来型防犯灯のLED化に対する補助金交付事業につきましては、3月に開催されました自治会長会理事会から、1年間にLED化する灯数を増やしてほしいとの要望を受け、本年度から3カ年で町内全ての自治会所有の防犯灯をLED化するように事業計画を作成いたしました。

計画の作成に当たっては、各自治会長の皆様に御協力をいただき、自治会が所有する防犯灯のうち、LED化を要望する灯数を調査した結果、全体で1,049灯となりました。この灯数をもとに、3カ年での事業量の平準化を考慮し、本年度のLED化の灯数を当初の計画の100灯から350灯に変更することといたしました。この変更に伴い、増額する事業費について、本定例会で補正予算を計上させていただきます。

次に、ふるさと寄附について報告いたします。

ふるさと寄附につきましては、制度が定着してきたことに加え、返礼品を充実させてきたことにより、8月末現在で671名、金額にして871万9千円の寄附申出があり、昨年8月末の寄附者247名、寄附金額297万3千円を大幅に上回っております。

また8月からは、米を初め、昨年の人気商品であった梨については、あきづき、新高に加え、豊水の受け付けも開始しております。

さらに、豊水、あきづき、新高の3種の梨を順次発送する、佐川の梨たんのうセットや、書くことが楽しくなるボード、Write More（ライト・モア）を新たに特産品として加えており、5万円以上の寄附の返礼品ではありますが、既にそれぞれ14件と3件の寄附申出があつております。今後も、ふるさと寄附をさらに充実させるよう、前向きに取り組みを進めたいと考えております。

次に、税務課の所管事項でございます。

平成28年度の国民健康保険税の納税通知書を7月11日に発送いたしました。発送件数2,273件、当初課税額は2億8,270万8,200円となっております。

次に、収納管理課の所管事項でございます。

平成27年度決算の徴収状況について報告いたします。現年過年合計徴収率は、町民税98.7%、固定資産税96.9%、軽自動車税97.3%、国民健康保険税95%と、全ての税目におきまして昨年度決算より伸びております。

高知県の国民健康保険税を除く3税の合計徴収率の速報値は、95.7%、現年のみは99.1%であります。佐川町は合計徴収率につきましては、97.9%で、34市町村の中で6位まで上昇し、現年のみにつきましても99.7%で4位となりました。

また、税外収入におきましても、担当課との連携により、どの科目も徴収率は上昇しており、その中でも学校給食費、町営住宅使用料、農業集落排水事業使用料の3科目が、昨年引き続き現年徴収率100%となっております。

今後におきましても、佐川町収納対策5カ年計画に沿って、負担の公平と歳入確保に向けて、債権管理の適正化に努めてまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、黒岩中央保育所新築工事について報告いたします。黒岩中央保育所の移転、新築工事につきましては、6月末に造成工事が完了いたしました。7月19日には岬自治会の住民の方々を対象に、建築工事についての地元説明会を開催し、7月21日には議員の皆様にも御出席をいただき起工式をとり行いました。現在、建築工事が本格的に始まっており、来年の2月末の完成に向けて順調に工事を進めているところであります。

次に、子ども・子育て会議について報告いたします。

平成27年度から本格施行されております子ども・子育て支援新制

度に関して、町でのさまざまな取り組みについて協議する佐川町子ども・子育て会議の本年度第1回目の会議が7月29日に開催されました。

会議では、健康福祉課や教育委員会が所管しておりますさまざまな子育て支援事業について、実施状況の把握や評価が行われました。長年の懸案でありました病後児保育事業や、県内で取り組みが注目されておりますファミリー・サポート・センター事業については、事業の実施を評価するとともに、より住民の方々が利用しやすい事業となるよう、国の補助基準にとらわれず、柔軟な運用を期待する意見がありました。

また、放課後児童クラブや放課後子ども教室については、障害がある子どもの長期休暇中の受け入れや、佐川小学校のナウマンクラブにおいて定員を超える申し込みがあったことに対し、最大限可能な範囲で柔軟な対応をとったことについても評価するとの意見をいただきました。

8月30日には、第2回目の子ども・子育て会議が開催され、保育と教育の機能をあわせ持った認定こども園の整備について協議を行いました。新制度に基づく認定こども園の整備につきましても、現在、佐川町内に、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子ども、いわゆる1号認定の子どもを受け入れる施設がないため、佐川町子ども・子育て支援事業計画では、町内において認定こども園の整備等を検討する方針となっておりますが、町内に新規に認定こども園を整備する法人の見込みはなく、計画の実行において、現実的には町内にある保育所のいずれかが認定こども園に移行することが前提となっております。

しかし、実際の認定こども園に対する住民ニーズが把握しづらいことに加え、現場サイドにとっては、体制整備による保育士の負担増、収支の悪化、事務の複雑化など、現行の保育所が認定こども園に移行するには、少なからず負担やリスクもあることから、町の方向性を再度確認する作業が必要な状況となったため、子ども・子育て会議で改めて協議を行っていただきました。

各委員からは、認定こども園の整備にとどまらず、国の動向を踏まえたこれからの幼児教育のあり方、気になる子どもへの発達支援の充実、佐川町が大事にしてきた子どもの育ちを大切に考える保育の継続など、さまざまな角度から多様な御意見をいただきました。

会議では、認定こども園の整備について、統一的な見解の取りまとめには至らなかったとの報告を受けておりますが、委員の皆様の御意見を尊重させていただくとともに、保護者、保育・教育現場の方々の御意見も参考にしながら、町としての方針を早期に決めていきたいと考えております。

次に、あったかふれあいセンターについて報告いたします。

佐川町地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、町内5地区に整備を進めております地域福祉の拠点につきましては、尾川、斗賀野地区では、あったかふれあいセンターが既に開所し、集いや百歳体操を始め、スタッフによる訪問、生活支援などにより、公的な福祉や介護保険制度のすき間を埋めるための仕組みが広がってきております。

黒岩、加茂地区におきましては、地域活動をしていただいております黒岩いきいき応援隊や加茂の里づくり会の会合で、地域福祉の拠点づくりについて議題に上がるなど、あったかふれあいセンターの設置に向けた動きが出てきております。

8月12日には、加茂の里づくり会のメンバーが、あったかふれあいセンターとかのの活動について視察し、意見交換なども行っております。

また、佐川地区におきましては、地域福祉活動計画の佐川地区部会が中心となり、佐川町社会福祉協議会が取得した旧四電工佐川事務所の一部を拠点とすることを念頭に、集いの場づくりについて、話し合いが進められております。町としましても、地域福祉の活動が広がるよう、集落活動センターとの連携も含め、支援を続けてまいりたいと考えております。

次に、災害時の要配慮者対策について報告いたします。

現在、佐川町地域防災計画により取り組みを進めております避難行動要支援者名簿につきましては、本町でこれまで独自に取り組んでおりました災害時要援護者台帳にかわるものとして、災害対策基本法に基づき、自力での避難に不安があり地域や関係者の支援を必要とする方々の名簿づくりを進めております。

障害者手帳を持っている方や、要介護状態、高齢者世帯など、在宅で一定の要件に該当する方を対象に、名簿への登載や支援関係者への情報提供に同意をいただいた1千名余りの方について、氏名、住所、年齢、支援が必要な理由等を記載した名簿を自治会ごとに作

成し、この7月より順次、自主防災組織や民生員などに配布させていただきます。

名簿につきましては、災害時の安否確認、避難支援はもとより、日常における地域での見守り、支援などにも活用できるものとして、定期的に更新をしながら共助の仕組みの1つとして取り組みを進めてまいります。

また、今後の取り組みとして、名簿登載者で災害時において特に個別の支援が必要な方については、自主防災組織や民生委員などの協力を得ながら、情報伝達や救助・避難支援方法などを具体的に記した個別支援計画を作成し、災害時の円滑な支援に備えることとしております。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、自伐型林業について報告いたします。6月から開催しております住民向けの林業研修は、チェーンソーの取り扱いから始まり、7月には木の伐倒、ロープワークの研修を行い、延べ10名の参加がありました。

木質資源の利用促進を図るためのまきストーブ等設置補助金は、6月から申請を受け付けており、現在、まきストーブ3台、まきボイラー1台の申し込みがあり、既に交付を決定しております。

行政視察につきましても、本年度は、滋賀県長浜市、福島県相馬地方町村会、岐阜県白川町、富山県立山町、奈良県上北山村及び下北山村、愛媛県西予市、愛知県長久手市から、議員を初め、首長及び職員、地域おこし協力隊などたくさんの方々を受け入れ、当町での自伐型林業の取り組みを説明させていただきました。

次に、農業の新規就農者、担い手の確保について報告いたします。現在、青年就農給付金の経営開始型には、17名の方が対象となっており、内訳は、ニラが3名、ショウガが5名、トマトが1名、ピーマンが1名、露地野菜などの多品目栽培が7名となっております。この中には、本年度から新規就農者2名も含まれており、ピーマン、ショウガの品目で新たに農業を始めております。

今後とも、ホームページや移住相談会、就農相談会などの機会を活用するなど、関係機関と連携しながら、新規就農者、担い手の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、住宅耐震化支援事業について報告いたします。

8月末までの受付件数は、耐震診断55件、設計17件、改修工事

12件となっております、いずれも昨年度の実績を既に上回っております。現在、年度当初の国費交付決定の残額もわずかとなり、新規の受け付けができない状況であり、熊本地震を受けて防災への関心が高まっている中、さらなる事業の推進を図るため、国費の追加要望を行いました。

この追加要望は、先月2日に閣議決定された国の経済対策にあります4本柱の1つ、安全・安心、防災対応の強化に関連するものであり、増額する事業費について、本定例会で補正予算を計上させていただきます。

次に、熊本への災害対応に関する短期職員派遣について報告いたします。

職員派遣につきましては、全国町村会から高知県町村会を通じて依頼があったもので、6月20日から24日までの5日間、熊本県大津町へ産業建設課より職員1名を派遣いたしました。

大津町は、人口約3万3千人、面積約100平方キロメートル、熊本市から北東へ約20キロメートルの熊本平野の東の端に位置する田園産業都市であります。熊本地震では、前震と言われた4月14日の地震で震度5強、本震と言われた4月16日の地震で震度6強を記録し、家屋の全壊が100棟を超え、半壊も千棟を超える甚大な被害を受けております。

派遣職員は、罹災証明書の基礎資料に使われる被害の程度を認定するため、被災した住宅の被害認定調査を行いました。住宅所有者の立ち会いのもとに行った第2次調査では、外部だけではなく内部調査も行い、認定結果の確定には1戸当たり半日程度を要するなど、多大な労力が必要であったとの報告を受けております。

大規模地震発生時の被害認定作業は、町が実施主体となり行う必要がありますので、今後はこの派遣の成果を職員間で情報共有し、被害認定基準及び判定方法について調査する職員のスキルアップに努めていきたいと考えております。

次に、水道事業について報告いたします。

本年度の主要事業であります中野、二ツ野地区への水道給水につきましては、7月1日に配水管布設及び浄水処理施設設置工事の請負契約を締結しており、それに伴う用地取得につきましても、7月25日に契約を締結し、年度内の給水開始に向けて工事を進めております。

水道事業経営計画につきましては、今後 20 年間に行う管路の耐震化、配水池の耐震診断、補強等の整備計画、また整備に要する財源確保計画について、上下水道運営委員会において検討をしていただき、来年 2 月末の完成に向けて取り組んでおります。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

本年度調査対象地区の現地調査を、6 月から 8 月にかけて延べ 36 日間にわたり実施いたしました。推進員や立会人の方に御協力をいただき、ほぼ順調に実施することができましたが、立会いただけなかった方が数名いることから、後日、立会人の方と調整をとり、再調査を行う予定としております。

また、今月 26 日からは、後半の現地調査を再開いたします。着実な事業の推進を図りますとともに、トラブルが発生しないよう取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、少年の主張佐川大会について報告いたします。7 月 26 日、総合文化センターにおいて、町内 3 中学校と加茂中学校から 15 名の生徒の参加のもと、開催されました。15 名の皆さんは、学校生活や日常生活を通じて感じたことや体験をもとに、これからのまちづくりや将来の夢・希望などについて、自分の意見・考え方を堂々と発表されました。最優秀は、かけがえのない存在と題して発表されました佐川中学校 3 年生の中内歌鈴さんが受賞いたしました。

9 月 22 日には少年の主張高知県大会が高知市で開催されますので、佐川の子供たちの健闘を心から期待しております。

次に、佐川・ところ児童体験学習交流活動について報告いたします。

姉妹都市の交流事業として毎年実施しております児童の体験学習交流は、1 年交代で相互訪問をしており、今年は 7 月 26 日から 29 日までの 4 日間、佐川町の児童 5 名と引率の教職員 2 名が北見市常呂町を訪問いたしました。

この間、大規模農場の見学や常呂カーリングホールでのカーリング体験を初め、地元の小学生との交流など、常呂の皆さんに大変お世話になり、北海道ならではの自然や文化にも触れることができました。4 日間という限られた期間ではありましたが、さまざまな学習・体験活動を通じて、子供たちは友情を育み、有意義な交流活動を行うことができました。

この交流活動も今回で 48 回目を迎えておりますが、来年の夏には、常呂の訪問団が佐川を訪れる予定になっており、今後とも、子供たちの交流の進展を通じて、北見市常呂町の皆さんと、末永く有意義な交流活動を続けてまいります。

次に、虐待防止の取り組みについて報告いたします。

少子化や核家族化が進展する中、社会や親から守られるべき子供たちが、逆に親から虐待を受け死亡するという痛ましい事件が日々のマスコミ報道で伝えられるなど、虐待は深刻な社会問題となっております。

この虐待を防止する取り組みの一環としまして、第 18 回佐川町虐待防止研修会を 7 月 28 日に桜座で開催し、町内外から教育・福祉の関係者や町民の皆様など 258 名の参加をいただきました。当日は、ジャーナリストの石川結貴さんに「無縁化する子どもたちをどう支えるか～孤立と虐待のない街づくり～」と題して講演をしていただき、虐待を防止するため、地域社会の一員として私たち一人一人にできることがあることや、想像力・行動力・突破力が大事であることなど、実践的な取り組みを学ぶことができました。今後とも、虐待の根絶に向けて、地域の皆様とも連携しながら、引き続き取り組みを進めてまいります。

次に、佐川町中学生会議について報告いたします。

8 月 25 日、総合文化センターにおいて、社会のために行動できる人材や佐川町の将来を担う人材の育成及び生徒のふるさとを愛する心を育むことを目的として、私と町内 3 中学校の生徒会代表 15 名が意見交換を行う佐川町中学生会議を開催いたしました。

当日、まず 3 中学校の生徒会の活動状況の発表と、私が第 5 次佐川町総合計画を初めとする町の施策の方向性について説明をしました。その後、私から各校の生徒会に「皆さんの中には、将来、佐川町を離れる人もいます。そんなとき、もう一度佐川町に戻って生活をしていきたいと思うためには、どんな佐川町であればいいと思いますか」という質問をしました。

これに対して生徒たちから、道の駅をつくる、町民に優しい町にする、公共交通機関の充実や若者が働ける職場をつくるなど、今後のまちづくりに関する 11 の提案をしていただき、それぞれに対して私の考えを述べるといった双方向での意見交換を行いました。

このたびの中学生会議を通じて、生徒たちがふるさと佐川のこと

を大切に思っていることや、これからのまちづくりについて、しっかりとした意見や考えを持っていることを知ることができ、大変うれしく思うとともに、佐川の将来を担う子供たちに頼もしさを感じさせていただきました。

今回の生徒たちの貴重な意見は、しあわせなまち佐川町を実現するための取り組みの参考にさせていただくとともに、今後とも、次世代の意見を取り入れた町政運営を心がけてまいります。

次に、高知大学出前公開講座について報告いたします。

文教のまち佐川の人づくりの取り組みの1つとしまして、3年連続となります町民の皆様を対象とした高知大学出前公開講座を名教館において開催いたします。

9月8日、昨日に実施いたしました「スポーツからの学び」を皮切りに、10月13日までの間、毎週木曜日、高知大学の先生方を講師として、教育・保育・防災などの5講座を開講することとしております。各講座につきましては、昨年実施しました受講者アンケートの調査結果などを踏まえ開講するものでありますので、一人でも多くの町民の皆様に御参加いただき、知識や教養を深めるとともに、今後の取り組みの参考にさせていただくことを期待しております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

まず、平成28年度へき地医療夏期実習について報告いたします。高知県へき地医療協議会主催の平成28年度へき地医療夏期実習が県内13医療機関で実施され、高北病院も協力医療機関として、8月18日から20日までの3日間、高知大学3名、自治医科大学1名、合計4名の医学生の受け入れを行い、病院内だけではなく診療所、介護施設、訪問看護、利用者の住宅訪問などの研修を実施していただきました。

短期間ではありましたが、この研修を通じて、医学生の皆さんには地域医療の実態を理解していただくとともに、今後の地域医療の担い手になっていただくことを期待しております。

次に、医師確保について報告いたします。

地域性や新しい臨床研修医制度の影響により、困難な状況が続いている医師確保につきましては、現在3カ月の任期で聖マリアンナ医科大学から内科医師1名が派遣されており、10月3日で任期が満了するところではありますが、10月からも3カ月間、後任の内科医師を派遣していただけることが決定しております。

今後も引き続き、医師の招聘に努めてまいりますので、病院事業に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上、各課所管事項について、報告をさせていただきました。

本定例会に提案いたしました付議事件は、報告が7件、承認が1件、認定が9件、補正予算を含む議案が10件、同意案が4件となっております。何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、陳情について、を議題にします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付をしました請願・陳情文書表のとおりです。

受理番号1から受理番号6までは総務文教常任委員会に付託します。受理番号7は、産業厚生常任委員会に付託します。

ここで、10分休憩します。15分まで休憩します。

休憩 午前10時5分

再開 午前10時15分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、報告第5号、平成27年度財政健全化判断比率の報告について、から、日程第12、報告第11号、専決処分の報告について、まで、以上7件を一括議題とします。提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告事件について、御説明申し上げます。

まず、報告第5号、平成27年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく財政健全化比率について、監査委員の監査を受けた結果を報告するものであります。

一般会計などを対象とした実質赤字を示す実質赤字比率はマイナスでしたので、数値はございません。また、全ての会計を対象とした実質赤字を示す連結実質赤字比率もマイナスでしたので、数値は出ておりません。

次に、一般会計などが負担をする借入金返済額の標準財政規模を

基本とした額に対する比率であります実質公債費比率は、6.6%で、昨年度より2.0ポイント改善をしております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は25%でございます。

また、一般会計などが将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります将来負担比率もマイナスでしたので、数値はございません。

以上、財政健全化に関するいずれの指標におきましても、前年度に引き続き早期健全化基準を超えるものではございませんでした。

報告第6号、平成27年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の監査を受けた結果を報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であります。水道事業特別会計、病院事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の、これらの公営企業会計ごとの資金不足額はなく、数値はございません。

報告第7号、債権の放棄につきましては、町営住宅使用料2人分、共益費2人分の合計金額255万1,317円について、佐川町債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、平成27年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第8号、債権の放棄につきましては、病院の診療費13人分、合計金額40万7,356円について、佐川町債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、平成27年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第9号、債権の放棄につきましては、水道料金6人分、合計金額28万709円について、佐川町債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、平成27年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第10号、債権の放棄につきましては、学校給食費6人分、合計金額14万7,863円について、佐川町債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、平成27年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第11号、専決処分の報告につきましては、街なみ環境整備事業、竹村分家旧竹村呉服店耐震改修工事の変更契約の締結を、地方

自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 7 月 15 日に専決処分したため、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

変更額は、28 万 6,200 円の減額で、主な減額の原因は、母屋改修工事の部材取りかえ及び漆喰壁の工法変更に伴う建築主体工事の変更であり、変更後の契約金額は 6,235 万 3,800 円となります。

以上、御報告申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

一括で行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 13、同意案第 3 号、佐川町教育委員会教育長の任命について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。

同意案第 3 号、佐川町教育委員会教育長の任命につきましては、川井正一教育長の任期が、平成 28 年 10 月 11 日をもって満了を迎えることに伴い、引き続き、教育委員会制度改革による新教育長として任命したく、議会の同意を求めるものであります。

川井正一氏は、議員も御承知のとおり、温厚誠実で、実直に仕事に取り組み、また学校の指導方針を尊重しながら、バランスよくコミュニケーションを図ることができる人物であり、教育長として最適任者であると考えます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第3号、佐川町教育委員会教育長の任命について、同意することに賛成の方の起立を願います。

賛成多数。

したがって、同意案第3号は、同意することに決定しました。

日程第14、同意案第4号、佐川町教育委員会委員の任命について、を議題にします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。同意案第4号、佐川町教育委員会委員の任命につきましては、横畠享委員の任期満了によりまして、後任の新委員として黒岩小学校、黒岩中学校でPTA会長を務められた和田昌幸氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

和田昌幸氏は、真摯な人柄に加え、温厚で責任感が強く、委員として適任者でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第4号、佐川町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、同意案第4号は、同意することに決定しました。

日程第 15 号、同意案第 5 号、佐川町教育委員会委員の任命について、を議題にします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。

同意案第 5 号、佐川町教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会の新制度移行に伴い、教育委員長職が廃止され、山崎徳彦委員長が辞任されましたことによりまして、後任の新委員として佐川小学校で P T A 会長を務められました片岡利恵子氏を任命し、議会の同意を求めるものであります。

片岡利恵子氏は、真摯な人柄に加え、子供たちを優しくまた厳しく見守っていただける人物であり、委員として適任者でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 5 号、佐川町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を願います。

賛成全員。

したがって、同意案第 5 号は、同意することに決定しました。

日程第 16、同意案第 6 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明申し上げます。

同意案第 6 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、横畠安彦委員が本年 10 月 31 日をもって任期満了となることから、後任の新委員として山本幸美子氏を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

山本幸美子氏は、39 年にわたり佐川町役場の職員として勤務され、税務課課税係長を務められるなど、固定資産に関しての造詣が深く、委員として適任者でありますので、何とぞよろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 6 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成少数。

したがって、同意案第 6 号は、否決することに決定しました。

日程第 17、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号））、から、日程第 36、議案第 71 号、高知県市町村総合事務組合規約の変更について、までの、以上 20 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明させていただきます。

承認第 6 号、平成 28 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ組み替えを行い、総額は変わらず、それぞれ 74 億 8,858 万 5 千円とし、地方自治法第 179 条第 1

項の規定により、平成 28 年 7 月 14 日に専決処分をしたものであります。

認定第 1 号、平成 27 年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、認定第 7 号、平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、までの一般会計並びに 6 つの特別会計の決算の認定につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

認定第 8 号、平成 27 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、及び認定第 9 号、平成 27 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定につきましては、それぞれ、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

議案第 62 号、平成 28 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 3,574 万 9 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 76 億 2,433 万 4 千円とするものであります。

議案第 63 号、平成 28 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 20 万 2 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 19 億 7,602 万 7 千円とするものであります。

議案第 64 号、平成 28 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 7 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 5,663 万 7 千円とするものであります。

議案第 65 号、平成 28 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,074 万円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 1,316 万 3 千円とするものであります。

議案第 66 号、平成 28 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,712 万 7 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 5,826 万 2 千円とするものであります。

議案第 67 号、平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 373 万 6 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 1,614 万 4 千円とするものであります。

議案第 68 号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について、及び、議案第 69 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、また関係法令が平成 28 年 5 月 25 日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 70 号、平成 27 年度佐川町水道事業特別会計の利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、当年度末の未処分利益剰余金のうち、当年度純利益 1,627 万 1,018 円を減債積立金へ積み立てるものであります。

議案第 71 号、高知縣市町村総合事務組合理約の変更につきましては、高知自治会館の移転に伴いまして、高知縣市町村総合事務組合の規約の一部改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

総務課長（横山覚君）

それでは私から、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号））について説明をさせていただきます。

専決処分の理由につきましては、青山文庫が、来年 3 月から約 2 年間にわたって開催されます志国高知 幕末維新博の地域会場に選定されましたことから、この維新博が開催される来年 3 月までに耐震化工事を施工する必要があるところですが、至急に設計を行う必要があることから、設計委託料の予算化については、本定例会の補正では間に合わないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、平成 28 年 7 月 14 日に専決処分をしたものでございます。

補正予算書の 12、13 ページをあけていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

補正内容としましては、2 列目の行の公民館費の 15 節工事請負費にありますように、文化センター耐震化工事費の入減分を不用額として 429 万 3 千円を減額し、青山文庫運営費の 13 節委託料に青山文庫の耐震設計委託料として同額の 429 万 3 千円の増額を行いまして、組み替え補正を行うものでございます。

戻っていただきまして、10、11 ページをお開きください。

上の表には、このたび志国高知 幕末維新博の実施に当たり創設され、県から支出されます高知県歴史観光資源等強化事業費補助金 286 万 2 千円を増額補正しております。次の表では、財政調整基金繰入金 143 万 8 千円を財源調整として増額補正をしております。

次の表では、このたびの文化センター耐震化工事の減額によりまして、この工事費の財源として当初計上しておりました教育債の緊急防災・減災事業債について 430 万円の減額補正をしております。

4 ページをお開きください。

先ほどの緊急防災・減災事業債の 430 万円の減額補正に伴いまして、第 2 表の地方債補正にありますように、記載の限度額を 430 万円減額しまして、8,560 万円と変更をいたしております。以上でございます。よろしく願いいたします。

会計管理者兼会計課長（真辺美紀君）

おはようございます。私からは、認定第 1 号から第 7 号まで、平成 27 年度の一般会計と 6 つの特別会計につきまして、決算の内容につきまして説明させていただきます。

なお、各会計の決算の詳しい内容につきましては、後日開催されます勉強会におきまして、各担当課長のほうから詳しい説明があると思いますので、私からは大まかに分析した内容をお伝えさせていただきます。

それではお手元に資料を御準備ください。A 4 横長で参考資料（認定第 1 号～第 7 号関係）と書かれてある分でございます。

1 ページをお開きください。会計ごとの実質収支について説明をさせていただきます。

一般会計、歳入総額 69 億 4,992 万 3,205 円。歳出総額 65 億 2,490 万 977 円。歳入歳出差引額 4 億 2,502 万 2,228 円でございます。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として 2 億 1,454 万 7,080 円を差し引いたものが実質収支額となります。実質収支額は 2 億 1,047 万 5,148 円でございます。この実質収支額のうち地方自治法の規定により基金に繰り入れる額は 1 億 1 千万円でございます。本年度も昨年に引き続き、財政調整基金への繰入を予定いたしております。

国民健康保険特別会計、歳入総額 19 億 7,832 万 420 円。歳出総額 19 億 7,814 万 7,595 円。歳入歳出差引額は 17 万 2,825 円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、歳入歳出差引額と実質収支額は同額でございます。この 17 万 2,825 円全額を国

保会計の財政調整基金に繰り入れる予定でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計、歳入総額 4,260 万 1,011 円。歳出総額 3,186 万 996 円。歳入歳出差引額は 1,074 万 15 円でございます。

学校給食特別会計、歳入総額 5,310 万 7,995 円。歳出総額 5,310 万 1,736 円。歳入歳出差引額は 6,259 円でございます。

農業集落排水事業特別会は歳入総額と歳出総額は同額で、2,199 万 6,495 円でございます。

介護保険特別会計、歳入総額 16 億 9,455 万 5,235 円。歳出総額 16 億 7,462 万 8,532 円。歳入歳出差引額は 1,992 万 6,703 円でございます。この全額を介護保険運営基金に繰り入れる予定でございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計、歳入総額 2 億 458 万 1,260 円。歳出総額 2 億 92 万 1,802 円。歳入歳出差引額は 365 万 9,458 円でございます。

会計ごとの実質収支は以上でございます。続きまして 2 ページをお開きください。2 ページ以降は会計ごとの内訳を記載しております。

まず一般会計の歳入からまいります。B 列をごらんください。調定額の合計、一番下の端の行になりますが、69 億 8,372 万 4,106 円。収入済額の合計は 69 億 4,992 万 3,205 円。不納欠損額は款別に申し上げます。

1 款の町税 407 万 19 円でございます。これは町民税、固定資産税、軽自動車税の滞納繰越分のうち、地方税法による時効や滞納処分の執行停止などにより不納欠損処分としたものでございます。26 年度と比較しますと、約 63 万円ほど増えています。

11 款分担金及び負担金 8 万 4,250 円です。こちらは保育料でございます。26 年度と比較しますと、約 27 万円の減でございます。

12 款使用料及び手数料 217 万 4,817 円。こちらは町営住宅の使用料でございます。26 年度と比較いたしますと、185 万円と大幅に増えています。

19 款諸収入 37 万 6,500 円。こちらもち町営住宅に係る共益費の分でございます。

収入未済額の合計は 2,709 万 5,315 円でございます。26 年度と比較いたしますと、1,452 万円ほど減っており、収入未済額は年々

減少いたしております。

次に、右から2列目をごらんください。歳入につきまして、26年度と比較いたしまして変動の主なものを申し上げます。

1款町税 993万4,379円の減でございます。主な要因は固定資産の評価がえによるものでございます。6款地方消費税交付金 1億126万1千円の増。これは、社会保障経費分が増えたことによるものでございます。

11款分担金及び負担金 3,858万756円の減でございます。これは、保育料の軽減措置によるものでございます。

13款国庫支出金 2億5,025万4,764円の増。これは、国からの補助金のうち、学校耐震化に係る分と社会資本整備総合交付金にかかる分が大幅に増えたことによるものでございます。

16款寄附金 2,674万7千円の増。主な理由は、ふるさと納税分で大幅に増えたものでございます。

17款繰入金 2,971万1,880円。これは、住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰り入れが3千万ございましたので、その分で増えています。

18款繰越金 1億3,602万3,986円の増でございます。26年度から27年度への繰越金は地方創生分なので、大幅に増えています。

歳入は以上でございます。

次に3ページをお開きください。一般会計の歳出にまいります。

支出済額の合計 65億2,490万977円。翌年度への繰越額の合計は8億2,995万7,080円でございます。繰越額について款別に主なものを申し上げます。

2款の総務費では、情報セキュリティ強靱化事業で5,784万円。西佐川駅の改修で1,645万円。

3款の民生費では、臨時福祉給付金で7,915万円。斗賀野荘の改修で1,150万円。

5款の農林水産業費では、森林ICTプラットフォーム事業で4,500万。

6款の商工費では、歴史まちづくり事業で9,400万円。ものづくり推進事業で2,040万円。

7款の土木費では、地方道路交付金事業で1億3,160万円。

9款の教育費では、小中学校耐震化事業で1億1,749万円。

10款の災害復旧費は、高知県への県営工事への負担金を含めまし

て 21 件で 2 億 316 万円でございます。

27 年度の歳出につきまして、26 年度と比較して増減の要因の主なものだけ申し上げます。

2 款の総務費では、移住促進住宅の整備で 1 億 172 万円の増。家屋全棟調査で 1,614 万円の増。ふるさと納税寄附金基金への積み立てで 2,832 万円の増。施設等整備基金への積み立てで 3 千万円の増でございます。

3 款の民生費は、26 年度に実施しました介護基盤整備との比較で大幅に減でございます。

4 款衛生費 8,800 万 7,973 円。こちらは国保会計への操出金で増えています。

5 款農林水産業費、こちらは地域おこし協力隊事業で 4,787 万円の増。農業基盤整備で 5,517 万円の増でございます。

6 款商工費、ものづくり推進事業で 3,846 万円の増。プレミアムつき商品券の発行で 2,998 万円の増でございます。

7 款土木費では、地方道路交付金事業で 1 億 3,791 万円の増。四ツ白線の道路改良工事で 6,337 万の増となっております。

8 款消防費では、26 年度に支出いたしました高吾北広域消防本部の消防救急デジタル無線にかかった費用との比較で、1 億 5,819 万円の減が入っております。

続きまして 9 款教育費では、学校耐震化で 7,360 万円の増でございます。

一般会計については、以上でございます。

次に、4 ページをお開きください。国民健康保険特別会計の、まず歳入からまいります。

調定額の合計は 19 億 9,386 万 2,476 円。収入済額の合計は 19 億 7,832 万 420 円でございます。不納欠損額は 352 万 3,462 円でございます。こちらは国保税にかかる滞納繰越処分で、地方税法により時効や滞納処分の執行停止をしたことによるものでございまして、26 年度と比較いたしますと、5 万円ほど増えております。

収入未済額 1,201 万 8,594 円でございます。このうち 1 款の収入未済分は、国保税の未納分でございます。平成 26 年度は 1,600 万円ほどございましたので、約 400 万円ほど減っております。

11 款の諸収入の未済額 8,344 円は、国保の被保険者の方の中で、さかのぼって社会保険に資格が変わっていた方が国保の保険証を

使っていた間の医療費を戻していただいている分の未済額でございます。

続きまして、歳入で、26年度との比較で主なものだけ申し上げます。

1款国民健康保険税 1,915万7,831円の増。主な要因は、保険料の改定と徴収率のアップによるものでございます。

7款共同事業交付金 1億8,514万6,255円の増でございます。備考欄に国民健康保険法改正と記載してありますが、これは、保険財政共同安定化事業と申しまして、各市町村の医療費負担金の格差を是正するために、一定のルールに基づいて各市町村が国保連合会に拠出金を納め、国保連合会が必要に応じて各市町村に医療費を交付するものでございます。この制度の対象となる診療報酬明細書、つまりレセプトの範囲が解消されたことにより、歳入においては7款共同事業交付金が増え、歳出においては、次の5ページにあります、7款共同事業拠出金が増えたものでございます。

9款の繰入金 1,380万4,038円の増でございます。主な要因は一般会計からの繰り入れが増えているものでございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして、国保会計の歳出でございます。5ページをお開きください。

歳出の支出済額、合計 19億7,814万7,595円でございます。歳出について、26年度と比較をして、変動の大きなものだけ申し上げます。

1款総務費 295万6,069円の増。要因は、人事異動による職員の入れかわりにより人件費が増えたことによるものでございます。

7款共同事業拠出金、こちらは先ほど歳入で申し上げた共同事業交付金が増えたのと同じ理由でございます。

8款保健事業費 201万7,262円の増。これは、特定健診の受診者数が増えたことによるものが主な要因でございます。

国保会計は以上でございます。

続きまして6ページをお開きください。住宅新築資金等貸付事業特別会計でございます。

歳入の調定額合計は 5,886万3,432円。収入済額 4,260万1,011円。不納欠損額はございません。収入未済額は 1,626万2,421円でございます。貸付金が未収入の未納分でございます。

歳入について、26年度との比較で主なものを申し上げます。

1 款の県補助金で 211 万 1 千円の増でございます。これは、貸付助成事業と申しまして、債務者御本人がお亡くなりになられ、相続人の方が相続放棄もしくは生活保護を受けていて、さらに保証人の方も自己破産のような状況になり、当町への収入が見込めなくなったなどの条件がそろったときに助成をいただけるものでございまして、27 年度、2 件の方を対象に補助金をいただいております。

続きまして歳出にまいります。支出済額の合計は 3,186 万 996 円でございます。歳出におきましては、まず 1 款の事業費におきましては、一部の事務費を除き、主には地方債の償還に係る費用でございます。

3 款の繰出金 3 千万円でございます。こちらは、地方債の償還額より貸付金の元利収入が多い状況が継続し、繰越金が増え続けていることから、一般会計への繰り出しを 3 千万行ったものでございます。なお、地方債の償還は 28 年度で終了の予定でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、以上でございます。

続きまして、学校給食特別会計にまいりますので、7 ページをお開きください。

歳入でございます。調定額合計 5,701 万 7,514 円。収入済額 5,310 万 7,995 円。不納欠損額は 14 万 7,863 円でございます。この不納欠損につきましては、債務者の資力の回復が見込めないため、不納欠損としたものでございます。

収入未済額は、376 万 1,656 円でございます。こちらは滞納繰越処分給食費の未納によるものでございます。26 年度と比較いたしますと、約 200 万円ほど下がっております。なお、現年分は 100% の徴収を達成いたしております。

続きまして、歳出ですが、支出済額、B の列ですけれども、支出済額の合計は 5,310 万 1,736 円でございます。26 年度と比較いたしますと、約 208 万円ほど下がっておりますが、少子化により少しずつつくる食数が減っていることが要因であると思われれます。

給食会計は以上でございます。

続きまして 8 ページをお開きください。農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入からまいります。調定額と収入済額が同額でございますので、収入未済額はございません。不納欠損もありません。また支出済額

も歳入と同額でございます。26年度との比較で主なものは、歳入で3款の県支出金において200万円の減がございます。

失礼しました。これは平成26年度に排水処理施設の機能診断を行っていたため、歳入においては、3款の県支出金が200万円の減、歳出におきましては、1款の事業費が、農業集落排水事業費が大幅に減額となっているものが、26年度との比較で大きな要因でございます。

農業集落排水事業特別会計は以上でございます。

次にまいります。9ページをお開きください。介護保険特別会計でございます。

歳入、調定額の合計16億9,651万1,433円。収入済額16億9,455万5,235円。不納欠損額は28万5,100円でございます。これは、主には介護保険法により滞納繰越分について時効によって不納欠損をしたものでございます。

収入未済額は、167万1,098円でございます。こちらは、介護保険料の未納分でございます。26年度より約38万円ほど減っております。

次に、歳入について26年度と比較いたしまして主に変動のあったものを申し上げます。

1款保険料4,523万7,526円の増でございます。これは、保険料の改定によることが主な要因でございます。

7款の繰入金52万6,393円の増でございます。こちらは、人事異動によりまして人件費が減ったことにより、給与費の繰入金は減っておりますけれども、27年度から新しく始まりました低所得者の方々への保険料軽減に関する繰入金で、増えております。

次が歳出にまいります。支出済額、合計16億7,462万8,532円でございます。歳出につきまして26年度と比較いたしますと、2款の保険給付費は1,384万4,888円の増とありますが、率にいたしますと1%、わずかに増えております。

7款の諸支出金611万8,170円の増でございますが、主な要因は26年度の補助金が確定したことにより多額の補助金を返還したことによるものが要因でございます。

介護保険は以上でございます。

続きまして、最後に10ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計へまいります。

こちらの会計は、歳入歳出とも 26 年度と比較しまして、大きな差異はございません。歳入歳出それぞれ 1 千万円程度の減額が、26 年度と比較しまして減っておりますけれども、主な要因は、人事異動による職員の入れかわりにより、歳出において人件費が下がったことで一般会計からの繰り入れが減っております。歳入においては繰入金が減り、歳出においては 1 款の総務費が減っております。

以上でございます。

最後に 11 ページをお開きください。基金について、御説明いたします。まず、一般会計では、27 年度に福祉に関する基金をひとまとめにし、新たにふるさと納税寄附金基金を創設し、数にいたしまして全部で 23 件、総額 27 年度末現在額は 47 億 1,800 万 6,725 円でございます。特別会計の 4 つの基金を合わせますと、合計 49 億 578 万 5,352 円となります。また、27 年度中の積立額は 2 億 4,947 万 8,262 円。取り崩し額は農業集落排水基金の 105 万 8,400 円だけでございますので、26 年度末から約 2 億 4,800 万円ほど残高は増えております。また定期預金の利息による収入は、合計 1,795 万 4,736 円で、26 年度より、約 100 万円ほど増えております。基金の管理につきましては、今後もより確実に有利な運用に努めてまいります。

以上をもちまして、平成 27 年度の一般会計と特別会計 6 件の決算書の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願います。

産業建設課長（公文博章君）

おはようございます。それでは、私のほうから認定第 8 号、平成 27 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

会計決算書の 1 ページ目をごらんください。

これは、収益的収入及び支出の表でございます。上の表、収益的収入を見ていきますと、第 1 款水道事業収益、決算額 1 億 8,892 万 3,988 円となっております。内訳としまして、第 1 項営業収益 1 億 5,352 万 8,914 円。営業外収益 3,517 万 5,459 円。特別収益 21 万 9,615 円となっております。

下の表、収益的支出の決算額につきましては、第 1 款水道事業費用 1 億 6,622 万 1,521 円。内訳としまして営業費用 1 億 4,467 万 2 円。営業外費用 2,015 万 272 円。特別損失 140 万 1,247 円。予備費はゼロとなっております。

続きまして2ページをお開きください。

2ページには、資本的収入及び支出の表となっております。まず、上の表、資本的収入の決算額、第1款資本的収入3,625万600円。内訳としまして、企業債900万円。負担金250万5,600円。出資金2,452万円となっております。

下の表、資本的支出の決算額では、第1款資本的支出1億3,856万4,667円。内訳としまして、建設改良費8,966万3,304円。企業債償還金4,890万1,363円となっております。

この2ページの表の下に4行ほど記載しておりますけれども、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、これが1億253万9,067円となっております。これにつきましては、下の(1)(2)(3)、現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、それから減災積立金、過年度分損益勘定留保資金によりまして補填をしております。

以下、3ページ以降は損益計算書、貸借対照表など必要書類を添付しております。詳細につきましては、後日開催されます決算の勉強会のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。認定第9号、平成27年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、説明させていただきます。

決算書の1ページ、2ページをごらんください。詳細につきましては、後日開催されます勉強会のほうで説明させていただきますので、簡単に説明させていただきます。

1ページのほうには、平成27年度佐川町病院事業特別会計決算報告書、収益的収入及び支出、収入の欄がございます。

第1款病院事業収益、決算額をごらんください。17億5,934万8,938円となっております。以下、内訳といたしまして、第1項医業収益、第2項医業外収益、第3項介護老人保健施設収益、第4項デイケア収益、第5項デイサービス収益、第6項居宅介護支援事業収益、第7項特別利益、それぞれ記載させていただいてございます。

その下には、支出項目がございまして、第1款病院事業費用でございます。16億5,480万1,994円となっております。以下、内訳といたしまして、第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項介護老人保健施設費用、第4項デイケア費用、第5項デイサービス費用、第6項居宅介護支援事業費用、第7項特別損失、第8項予備費、予

備費はゼロとなっております。

2 ページをごらんください。資本的収入及び支出の項目でございます。まず、収入、第 1 款資本的収入 1 億 1,951 万 5 千円となっております。以下、内訳としまして、第 1 項企業債、第 2 項出資金、第 3 項負担金、第 4 項固定資産売却代金、これはゼロとなっております。

その下に支出項目がございます。第 1 款資本的支出 2 億 797 万 5,044 円となっております。内訳といたしまして、第 1 項建設改良費、第 2 項企業債償還金と、それぞれ記載させていただいております。

下のほうに、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 8,846 万 44 円は、当年度分損益勘定留保資金 8,846 万 44 円で補填しております。

以下、損益計算書、貸借対照表、また事業報告書、決算附属書類を添付しております。詳細は、先ほど言いましたように勉強会で説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

引き続き、監査委員決算審査の結果報告を求めます。

代表監査委員が欠席のため、議会選出監査委員徳弘初男君に報告を求めます。

監査委員（徳弘初男君）

それでは、平成 27 年度の決算審査の報告を監査委員よりさせていただきます。お手元に、平成 27 年度の決算審査意見書があると思いますが、1 ページです。

（以下、平成 27 年度「決算審査意見書」1 ページ 1 行目から 13 行目まで朗読）

3 の決算の概要につきましては、表に示しておりますのでごらんいただければと思います。

次に 2 ページ以降、一般会計それから特別会計、各会計につきまして決算額そしてそれに対します指摘及び意見等述べていただいておりますので、そちらにつきましては後ほどごらんいただきたいと思っております。

それでは、19 ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

19 ページの総括をもちまして監査委員の審査報告をさせていただきます。

(以下、平成 27 年度「決算審査意見書」19 ページ「総括」朗読)
議長 (藤原健祐君)

以上で監査委員の報告が終わりました。引き続き、執行部の説明を求めます。

総務課長 (横山覚君)

それでは私からは、議案第 62 号、平成 28 年度佐川町一般会計補正予算 (第 3 号) につきまして、主なものについて説明をさせていただきます。補正予算書の 4 ページをお開きください。

まず、臨時財政対策債につきましては、平成 28 年度の普通交付税額の確定によりまして、臨時財政対策債の発行可能額が決定となりましたため、1,687 万 6 千円減額し、上限額を 1 億 6,856 万 4 千円に変更するものでございます。

次に、事項別明細書の 14 ページ、15 ページをお開きください。歳出から説明をさせていただきます。

2 段目の表の 2 款、1 項、4 目、15 節の説明欄にあります集落活動センター新築工事の 2,315 万 5 千円は、加茂、黒岩、斗賀野で建設を予定しております集落活動センターにおきまして、加茂では地盤改良擁壁工事が必要になったこと、黒岩では県道との取り合わせ工事が必要になったこと、斗賀野では配水管工事や造成工事に追加工事が必要になったことなどから、これらの工事についての増額補正をするものです。

次の欄の 5 目、13 節の説明欄。電算機器保守管理委託料 891 万円は、税金や公共料金の納付環境の充実を行い、納税者の利便性の向上を図るため、来年度からコンビニエンスストアで税金などを納付できる仕組み、いわゆるコンビニ納付システムの導入を行うため、コンビニ納付へ向けたシステム改修費として増額補正をするものです。

次の欄の 8 目、19 節の説明欄。防犯灯設置工事補助金の 630 万 5 千円は、町内の各自治会が所有しております従来型防犯灯を LED 防犯灯へ取りかえる補助事業を行ってほしいとの自治会からの要請を受けまして、自治会の支払う防犯灯電気代の軽減と環境への配慮などを考慮いたしまして、本年を含め 3 年間で従来型防犯灯を LED 防犯灯へ取りかえることとし、本年度の交換分 350 本から当初予算で実施した交換済みの本数を差し引いた残りの約 250 本に対する増額補正をするものです。

次の欄の 10 目、13 節の説明欄。測量等委託料の△の 216 万 3 千円は、国土調査事業において本年度の委託金額が確定したことによりまして、当初の予算額との差額について減額補正をするものでございます。

16 ページ、17 ページをお開きください。2 段目の表です。2 款、2 項、1 目、23 節の説明欄。償還金、利子及び割引料の 100 万円は、還付金や償還金の予算の執行率が例年に比べ高くなっておりますことから増額補正をするものでございます。

18 ページ、19 ページをお開きください。下の表の 3 款、3 項、1 目、19 節の説明欄。保育所等における業務効率化推進事業の 310 万円は、保育園の業務管理システムの導入や園児の見守り用カメラの設置などを私立保育所に対して補助を行うため、増額補正をするものでございます。

同じ表の 3 目、7 節の説明欄。臨時職員賃金の△の 160 万 2 千円は、管理栄養士を雇用するために募集をしておりましたが、応募がなく、現時点で雇用のできていない期間の賃金について減額補正をするものでございます。

20 ページ、21 ページをお開きください。上の表の 4 款、1 項、1 目、11 節の説明欄。消耗品費の△の 130 万円、及びその下の 18 節の説明欄、備品購入費の△の 60 万円は、県の医療機関等災害対策強化事業費補助金により医療救護所資機材や備品を購入することとなっておりましたが、地域の医療救護行動計画を策定をしていない自治体は対象にならないことが、本年度に入りまして県から連絡があったことによりまして、本年度の補助は受けられなくなったことから減額補正をするものです。なお、地域の医療救護行動計画については、来年度に策定する予定となっております。

同じ表の 3 目、13 節の説明欄。健康増進計画・食育推進計画策定支援業務委託料の△の 241 万 6 千円は、当初、第 2 期の佐川町健康増進計画・食育推進計画の策定を行うに当たりまして、プロポーザル方式による業者選定委託を予定しておりましたが、最終的に高知大学との随意契約をすることとなりまして、委託料が減ったため減額補正をするものです。また、このことによりまして、アンケート調査の入力、集計作業のため、新たに手数料が必要になったことから 12 節の役務費に手数料として 65 万円の増額補正をするものでございます。

下の表の5款、1項、4目、19節の説明欄。環境制御技術普及促進事業の629万6千円は、ニラ栽培を行うハウス内の二酸化炭素や水など、ハウス内環境を抑制します環境測定機器等の導入を行い、収量アップや品質の向上を図っていく事業として、また競争力強化生産総合対策事業の3,905万4千円は、永野出荷場へのニラそぐりセンターの整備に係る町負担金として補助を行うために増額補正をするものでございます。

22、23ページをお開きください。上の表です。5款、1項、6目、13節の説明欄。農村地域防災減災事業計画策定委託料の△の1,722万6千円、その下のストックマネジメント対策測量設計委託料の△の266万円、下の行の15節の説明欄、農業基盤整備促進事業の△の3千万円は、国及び県の補助金割当額が当初予算計上額に満たなかったことから事業の見送りを行うこととしたため減額補正をするものでございます。

3段目の表です。6款、1項、1目の商工振興費の説明欄に計上されております各費用につきましては、来年3月から約2年間にわたって開催されます志国高知 幕末維新博につきまして、県の補助制度高知県歴史観光資源強化事業費補助金が創設されたことによりまして、この補助金を使いまして町の歴史資源を含めた観光資源を一体的に周遊できるコースの整備、最近では観光クラスターの整備と言われておりますけれども、幕末維新博の地域会場となっております青山文庫や上町を中心に、観光資源や食事、自然とも連携をして一体的に誘客を図る事業を行うため、増額補正をするものでございます。

一番下の表です。7款、1項、3目、13節の説明欄。地方道路交付金事業測量及び試験委託料の1,600万円及び、次のページをお開きください。一番上にあります15節の説明欄の町道改良等工事の△の1,600万円は、地方道路交付金事業の交付決定額及び追加要望によりまして、委託料が不足することとなったため組みかえ補正をするものでございます。

2段目の表です。7款、4項、1目、19節の説明欄。耐震改修費補助金の974万1千円は、木造住宅耐震化支援事業補助金について、熊本地震以来、申請件数が多数となりまして、現予算では対応ができない状態となっているため、増額補正をするものでございます。

26、27ページをお開きください。

下の表の 9 款、4 項、7 目の青山文庫運営費の説明欄に計上されております青山文庫改修工事監理委託料 216 万円、維新博展示関連委託料 484 万円、青山文庫改修工事費 4,752 万円、備品購入費 1,193 万 4 千円の各費用につきましては、維新博の地域会場に選定されました青山文庫の改修や美観整備、展示ケースの購入などを行うための増額補正でございます。

28 ページ、29 ページをお開きください。上の表の 9 款、4 項、11 目、15 節の説明欄。遊学館空調工事の 306 万円は、遊学館の屋上に設置しております室外機が老朽化しまして、暴風雨などにより飛散の恐れがあるため空調機の入替えを行うため増額補正をするものでございます。

次の表です。9 款、5 項、1 目、22 節の説明欄。補償、補填及び賠償金の 352 万 8 千円は、町民プールの天井、屋根改修及び空調設備工事に伴います営業停止期間中の営業補償としまして増額補正をするものでございます。

それでは帰っていただきまして、10、11 ページをお開きください。歳入でございます。一番上の表の 9 款、1 項、1 目、1 節の説明欄。普通交付税の 9,725 万 4 千円は、平成 28 年度の普通交付税が確定したことによりまして、当初予算の計上額との差額を補正するものでございます。平成 28 年度の普通交付税は 25 億 9,225 万 4 千円となっております。

3 段目の表です。13 款、2 項、1 目、2 節の説明欄。保育所等における業務効率化推進事業補助金の 232 万 5 千円は、先ほど歳出のところでも説明しましたが、保育園の業務管理システムの導入や園児の見守り用カメラの設置などを私立保育所に対して行います補助金を増額補正するものでございます。

同じ表の 4 目、1 節の説明欄。住宅耐震化支援事業補助金の 490 万 2 千円でございますが、町が行います木造住宅耐震化支援事業に対しまして、国庫補助金の増額補正をするものでございます。

次の表です。14 款、2 項、3 目、1 節の説明欄。医療機関等災害対策強化事業費補助金の△の 100 万円は、先ほども説明をいたしましたけれども、地域の医療救護行動計画を策定してないことから、今年度の補助対象にならないため減額補正をするものでございます。

同じ表の 4 目、1 節の説明欄。園芸振興事業補助金の 3,243 万 8

千円は、ニラ栽培への環境測定機器等の導入やニラそぐりセンターの整備に係る補助金として増額補正をするものです。同じ行の農村地域防災減災事業の△の861万3千円、それから農業基盤整備促進事業の△の1,800万円、ストックマネジメント事業補助金の△の172万9千円は、国及び県の補助金割り当て額が当初予算計上額に満たなかったことから、事業の見送りを行うこととしたため、減額補正をするものでございます。

同じ表の5目、2節の説明欄。木造住宅耐震化支援事業補助金の260万1千円は、町が行います木造住宅耐震化支援事業に対しまして、県補助金の増額補正をするものでございます。

同じ表の6目、4節の説明欄。高知県歴史観光資源等強化事業費補助金の4,430万2千円、及び9目、1節の同じ補助金の774万6千円は、観光クラスターの整備また青山文庫の改修、美観整備、展示ケースの購入などに対する県の補助金を増額補正するものでございます。

次の表の17款、1項、1目、1節の説明欄。財政調整基金繰入金の△の1億1,104万8千円は、普通交付税や臨時財政対策債また前年度決算によります繰越金などの一般財源の増額により、財政調整基金からの繰入金について減額補正をするものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。2段目の表です。18款、1項、1目、1節の説明欄。前年度繰越金の1億46万5千円は、平成27年度の決算の確定によりまして増額補正をするものでございます。

次の表の20款、1項、4目、1節の説明欄。臨時財政対策債の△の1,687万6千円は、普通交付税の額が確定したことによりまして、臨時財政対策債の額も決定したため、その減額分について町債を減額補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（麻田正志君）

それでは、私からは議案第63号、平成28年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書の10ページ、11ページをお開きください。

歳出となります。今回の補正につきましては、人件費の補正となっております。主なものを説明させていただきますと、一般管理費

の職員手当等におきまして、町外に居住していた職員が町内に居住することになったことに伴いまして、通勤手当の減額と住居手当の計上ということになっております。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。歳入になります。9款、1項、1目、2節の職員給与費等繰入金を、歳出と同額であります20万2千円の増額補正をするものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは、私から議案第64号、平成28年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをごらんください。こちら、1款、1項、1目、28節の一般会計繰出金を7千円計上させていただいてます。

こちらにつきましては、平成27年度の過年度分の負担金が予算額を上回る事となったため、一般会計への繰出金について増額するものです。

歳入について御説明をさせていただきます。手前の8ページ、9ページをごらんください。先ほども申し上げましたけれども、予算を上回る事となっております過年度分の負担金について、4款、1項、1目、1節の前年度繰越金を計上しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

それでは、私のほうから議案第65号、平成28年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明をさせていただきます。

2ページ、3ページのほうをごらんください。2ページ、3ページに、第1表歳入歳出予算補正の表がございます。2ページの歳入の補正額1,074万円。これはこのたびの決算で繰越額が確定したことによる歳入への補正額でございます。3ページの歳出では、予備費に同額の1,074万円を補正額として計上しております。補正後の合計金額は歳入歳出とも1,316万3千円となるものです。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

続きまして、議案第66号、平成28年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思います。歳出が載っております。その歳出の表の一番下の 7 款、諸支出金の 1,582 万 1 千円補正をさせていただきます。これにつきましては、平成 27 年度の介護給付費、これが確定しましたことによりまして、既に計画地として受け入れております国、県の支出金の返還となっております。内訳といたしましては、国への支出金の返還が 1,482 万 7 千円、県支出金の返還が 99 万 4 千円ということで、合計 1,582 万 1 千円となっております。そのほかは、職員の人件費、共済費等の人件費の補正となっております。

歳入につきましては、戻りまして 8 ページ、9 ページに載っております。一番下の 7 款繰入金、介護保険の運営基金繰入金を 1,608 万 3 千円計上しております。先ほど御説明いたしました国、県支出金の返還金につきましても、基金繰入金の財源を充当するという事になっております。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

町民課長（麻田正志君）

それでは私からは、議案第 67 号、平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明をさせていただきます。

事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出となっております。今回の補正につきましては、人件費と前年度からの繰越金を計上するための増額補正をするものとなっております。

主なものを説明いたします。4 款、1 項、1 目予備費におきまして、歳入の繰越金の増額補正に対応しまして、365 万 8 千円を計上しております。

8 ページ、9 ページをお開きください。歳入になります。6 款、1 項、1 目、1 節繰越金に前年度からの繰越金といたしまして、365 万 8 千円を計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

税務課長（田村秀明君）

そしたら私のほうからですね、議案第 68 号及び議案第 69 号について説明をさせていただきます。

議案第 68 号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について、でございますが、今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律等が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、また関連法令が平成 28 年 5 月 25 日に公布されたことに伴う改正でございます。

参考資料のほうで説明させていただきますので、参考資料（議案第 68 号関係）をごらんください。

佐川町税条例の一部改正の概要です。改正の背景ですが、日本と台湾との租税取り決め、日台民間租税取り決めの規定が、平成 27 年 11 月 26 日に署名されました。取り決めは、外国居住者に対して二重課税や脱税防止を目的としており、台湾において我が国の居住者に対する所得税の整備等です。

取り決めの実施に向けて国内法が整備されました。所得税法の一部改正、関連法例の一部改正が公布されたことに伴う条例改正です。

条例改正につきましては、地方税第 3 条の規定により、地方税の税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収については、条例によらなければならないということになっております。

改正の内容は、地方税法上の利子所得、配当所得等に対する町民税の課税の特例です。例として、合計所得が 10 万円の場合、中の表になりますが、所得税に対しまして分離課税として町民税 3 % の 3 千円が課税されます。ちなみに県民税としては 2 %、所得税は 15 % です。

条例の改正の施行日につきましては、平成 29 年 1 月 1 日です。

次のページ 2 ページから 8 ページは、新旧対照表となっております。なお、今回の改正で該当する町民の方は、現在のところいないと思われま

す。続きまして、議案第 69 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、でございますが、この改正は、先ほどの佐川町税条例の一部改正と同じ内容による改正でございます。参考資料で説明させていただきますので、参考資料（議案第 69 号関係）をごらんください。

佐川町国民健康保険税条例の一部改正の概要です。改正の背景は、先ほどと同じです。改正の内容なんですが、地方税法上の利子所得、配当所得等に対する国民健康保険税の課税の特例です。例として、合計所得 10 万円の場合、中の表のですね①です。国保税の総所得額に算入し、所得割を算定します。国保税の課税については 4 方式です。この中でですね、所得割を算定するために総所得に 10 万円を算入することになります。

2 番目としましては、②ですが、軽減判定の総所得に算入し算定することになります。算定額は、一定基準以下の場合、均等割と平

等割が軽減されますが、この場合も総所得額に 10 万円を算入することとなります。

施行日については、平成 29 年 1 月 1 日です。次の 2 ページから 4 ページは新旧対照表となっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

産業建設課長（公文博章君）

それでは私のほうから、議案第 70 号、平成 27 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、説明をさせていただきます。平成 27 年度決算では、1,627 万 1,018 円の純利益が出ております。

この利益剰余金につきましては、企業債の償還に充てるために減災積立金として積み立てるものでございます。そのためには、議会での議決が必要であり、議案第 70 号として提案させていただくものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

総務課長（横山覚君）

それでは私から、議案第 71 号、高知縣市町村総合事務組合理約の変更について、説明をさせていただきます。

一部事務組合であります高知縣市町村総合事務組合につきましては、組合の事務所を高知県自治会館内におきまして、公務災害補償や交通災害共済などの事務処理を行っておりますが、このたび、高知県自治会館の新築移転によりまして、事務所の位置が変わる、変更になることから、事務所の位置に係る規約の変更につきまして、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

議長（藤原健祐君）

これで、承認第 6 号から議案第 71 号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、12 日の午前 9 時とします。

本日は、これで散会します。

散会　　正午